

## 宇都宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年2月2日制定

令和3年3月22日改定

令和5年2月2日改定

宇都宮市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

宇都宮市は、鬼怒川水系を中心とする豊かな水資源や10,000ヘクタールを超える肥沃で広大な農地を活かし、米を基幹作物とし、園芸、果樹、花き、畜産など、多岐に渡る高品質な農産物が生産されているが、近年、担い手の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっており、持続可能な力強い産業としての農業の確立が急務となっている。

宇都宮市農業委員会においては、宇都宮市食料・農業・農村基本計画に沿って市と連携し農業の振興を図るものとする。

農地利用の最適化を的確に推進するため設置された農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）と農業委員が一体となり農地の状況の把握や分析をする。

その上で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）の実現に向け、市や公益財団法人宇都宮市農業公社等、関係機関と連携して、農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地利用の集積・集約化を推し進める必要がある。

また、これまでの調査結果などから、遊休農地の荒廃化が懸念される地域もあることから、遊休農地の発生防止・解消や利活用の促進など、産業として取り組める真に必要な優良農地を後世に引き継げるよう、市と一体となって取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と推進委員が連携し、担当区域ごと

の活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進めるため、宇都宮市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する栃木県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、改正基盤法第6条第1項に規定する宇都宮市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想及び「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、令和8年度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

地域性を考慮し、宇都宮農業協同組合の営農経済センターや市の地区市民センターなどの対象区域を参考に東・西・南・北・上河内・河内の6つの区域に分け、各区域に地区最適化推進連絡会(以下「連絡会」という。)を置き、各区域に連絡会長を配置する。

連絡会長は、農業委員及び推進委員の連絡や意見調整を行い農業委員会の意見等に反映させるものとする。

また、各地区に地区総括を配置し、関係機関と連携調整を図り農地利用の最適化に関連する業務の推進を図る。

### 1 担い手への農地利用の集積・集約化について

上段：平成30年2月

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

下段：令和3年3月

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	12,200ha	6,170ha	50.56%
当 初 (平成29年3月)	12,200ha	6,170ha	50.56%
3年後目標 (平成32年3月)	12,050ha	7,000ha	58.09%
現 状 (令和2年3月)	12,100ha	5,942ha	49.11%
10年後目標 (平成39年3月)	11,700ha	9,360ha	80.00%
目 標 (令和9年3月)	11,700ha	9,360ha	80.00%

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積(作物統計調査による面積)

※ 現状(令和2年3月)の農地利用集積面積は、認定農業者・認定新規就農者・基本構想水準到達者の自己所有地、借入地、特定農作業受託及び集落営農組織による特定農

作業受託の合計面積(県:担い手の農地利用集積状況調査)であり、集積面積が当初(平成29年3月)より下回っているのは集計方法の変更によるもの

※ 目標の農地利用集積面積は、国・県の施策や本市農業行政の総合的な指針となる第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画(後期)を踏まえ、8割を集積することを目標とする。

## (2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ① 「地域計画」策定への支援について

市が「地域計画」を策定するにあたり、農業委員会は、農地の保有・利用の状況や所有者等の意向を把握し、農業者等の協議の場で情報提供を行うほか、目標地図の素案を作成するなど、「地域計画」策定に向けて支援する。

### ② 農地中間管理機構等との連携について

農地中間管理事業については、農地中間管理機構から委託を受け、初期段階の窓口として市農業公社で相談を受けていることから、相互に情報交換するなど市農業公社と連携し、農業委員会が把握する利用意向調査などの結果を踏まえ、農地中間管理事業に結びつける。

### ③ 農業経営基盤強化促進法による農地の利用調整について

中間管理権の設定に限らず、市農業公社が所有者と耕作者の同意を得て農地の権利移動を実施する利用権設定等促進事業により、担い手への集積・集約化を推進する。

また、解消可能と判断した遊休農地については、積極的に中間管理事業の利用促進を図る。

## (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 遊休農地の発生防止・解消について

上段：平成30年2月

### (1) 遊休農地の解消目標

下段：令和3年3月

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 29 年 12 月)	12,200ha	57ha	0.46%
当 初 (平成 29 年 12 月)	12,200ha	57ha	0.46%
3 年後目標 (平成 32 年 3 月)	12,050ha	76ha	0.63%
現 状 (令和 2 年 3 月)	12,100ha	52ha	0.43%
10 年後目標 (平成 39 年 3 月)	11,700ha	50ha	0.43%
目 標 (令和 9 年 3 月)	11,700ha	47ha	0.40%

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積(作物統計調査による面積)

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号及び第2号の合計面積

※ 令和2年3月末の遊休農地面積は、推進委員等の現場活動等により当初から約9%の減となっている。依然として、農業従事者の高齢化や担い手不足など農業を取り巻く環境が厳しさを増しているため、今後解消は減少に転じ、新規発見は解消を上回ることが見込まれるが、転用等により遊休農地は減少すると想定される。このようなことから、目標の遊休農地面積は、現状から約10%減の47haと推計する。

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

#### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

区域毎の連絡会において、農業委員と推進委員は、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経済局長・農村振興局長通知)に基づき実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

#### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、連絡会で調整のうえ農地中間管理機構への貸付を促進する。

### ③ 現場活動等の強化について

遊休農地等の発生防止・早期発見等の農地の適正な利用の確認に関する農地パトロールや情報収集は、日常的に実施するものとする。

ただし、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用にかかる指導は、利用状況調査の時期にかかわらず、連絡会とは別に設置する地区調査会が主に実施する。

また、宇都宮市農業再生協議会が取り組む「荒廃農地対策事業」について、地域で制度の周知を図るとともに、解消見込みのある耕作放棄地については、宇都宮市農業再生協議会に情報提供し、補助事業を積極的に活用しながら遊休農地の解消につなげる。

### ④ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難な農地と区分された農地のうち、農業振興地域農用地区域外の農地については、状況に応じて「非農地判断」を行うものとする。

なお、農業振興地域農用地区域の農地については、農業振興地域整備計画の農用地利用計画と整合を図る必要があることから、県・市と協議のうえ、協議が整ったものについて、非農地判断を行うものとする。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3 新規参入の促進について

上段：平成30年2月

### (1) 新規参入の促進目標（市の目標）

下段：令和3年3月

	新規参入者
現 状（平成29年3月）	19経営体
当 初（平成29年3月）	19経営体
3年後目標（平成32年3月）	23経営体
現 状（令和2年3月）	24経営体
10年後（平成39年3月）	23経営体
目 標（令和9年3月）	23経営体

※ 第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画(平成26年3月)に準じ、10年で230経営体、単年度で23経営体を確保する目標とする。

## **(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法**

栃木県の農業委員会ネットワーク機構や農地中間管理機構等と連携するとともに、市や宇都宮農業協同組合等からの情報収集や広報紙なども活用するなど、あらゆる機会を通して、管内の農地の貸付意向のある農家、借入れ意向のある担い手となる農業者や新規参入者の把握に努め、支援機関への誘導や農地の照会・斡旋などの支援をする。

## **(3) 新規参入の促進の評価方法**

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人, 法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## **第3 その他諸施策**

宇都宮市ホームページへの掲載や宇都宮市農業委員会広報紙「きずな」を年3回程度発行し、農業者への情報提供に努める。